## 議会基本問題調査特別委員会(第2回)

日 時 平成27年7月14日(火)

 $1 \ 0 \ : \ 0 \ 0 \sim 1 \ 1 \ : \ 2 \ 1$ 

場 所 議会棟 第2会議室

出席者 委員長、副委員長、委員10名(欠席:なし)(傍聴者:なし)

説明員 なし

書 記 佐伯主事、岩﨑事務局長

○坪倉委員長 皆さん、おはようございます。ただ今から、第2回議会基本問題調査特別委員会を開会致します。前回の委員会で私に議長を仰せつかりました。皆様のご協力によりまして、この特別委員会を進めて参りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願い致します。本日の委員会では、議会基本条例の研修、それから各種例規の点検、確認、それから今後の検討事項の拾い出しなどを行って参りたいと思いますが、議会基本条例の研修につきましては議会基本条例にも書いてありますように、改選後速やかに議会基本条例の認識を共有する為に研修を行うというふうになっております。本来、議長が全員協議会などを開いて研修をされるべきであろうと思いますけれども、議長の方から本委員会で研修をするようにという嘱託を頂いておりますので、本日の委員会で研修を行いたいと思いますので、宜しくお願い致します。それでは委員会の開会にあたりまして、議長の方から挨拶を頂きたいと思います。宜しくお願い致します。

〇村上議長 改めまして、おはようございます。連日皆さん方には、大変お世話になっております。暑い日が続いておりますので、体の方に気をつけて頂きたいという具合に思うところでございます。先程、委員長の方からお話がありましたように、議会の基本問題の検討委員会を立ち上げたところでございます。先程ありましたように、改選後速やかに研修を行うという条項があるわけでございますけれども、この件につきましても別段になく、今回の基本問題の検討委員会の中で、皆さん方に研修して頂ければ有り難いのかなという具合に思ったところでございます。最高機関であります日南町の議会の基本条例というものを作ったのが、平成25年10月1日からになってい

て、その後基本条例につきましては何ら変わったところがございませんでした。しか しながら、やはり時代の要請と共に、やはり見直していくべきところがあるんじゃな かろうかなという具合に思っております。ここの中にも、定数の問題であったり、報 酬の問題であったり、そこは別の条項を設けるというような書き方がしてありますけ れども、その部分についてもやはり検討していく状況にあるんじゃなかろうかなとい う具合に思っておるところでございます。そして、問題提起をすれば若干委員長とも 話をしましたけれども、予算決算の特別委員会を今設定しておりますけれども、これ を例えば常任委員会化をしながら補正予算等々についても、全て委員会付託をする方 法もあるんじゃなかろうかなという具合に考えておりますし、私が議長に出る時にも 申し上げましたけれども、例えば広報特別委員会を、これも常任委員会に格上げをす る方法も一つあるんじゃなかろうかなという具合に今思っておるところでございます。 こういったような問題等々について皆さん方のご意見を頂きながら、しっかりと精査 をしていただければ有り難いと思っているところでございます。委員長、副委員長に は、取りまとめ大変だろうという具合に思っておりますけれども、しっかりと皆さん 方の議論を頂きながら立派な議会にしていきたいという具合に考えておるところでご ざいますので、格段のご協力を頂きますことお願いを申し上げ挨拶と致します。本日 はご苦労さんでございます。

○坪倉委員長 ありがとうございました。それでは、議会基本条例の研修という事で、先程も言いましたように私の方で進めさせて頂きたいと思いますので、宜しくお願いします。今更申し上げるまでもないわけでありますけれども、議会の使命というのは、具体的な政策の決定と執行期間の執行のチェックであります。この2つが議会に課せられた大きな使命であります。そして、議員は議会の会議に出席して、発言をし、評決をするという責務があるわけであります。そこのところをしっかりと私たちは認識をし、果たすことによって、町民の付託に応えそれが日南町の町政の発展、住民福祉の向上につながることになると確信をいたしております。そういう想いの中で、先程お話がありましたように、平成25年に議会基本条例をまとめ上げたところであります。本日皆様のお手元にあります、議会関係例規集の一番最初に議会基本条例が記載しておりますので、そちらをご覧いただきながら進めて参りたいと思います。議会基本条例、平成25年9月30日条例第24号でありますけれども、前文では、「町民から選ばれた議員により構成される議会は、町長と共に町民を代表する機関です。そして

議会には、町の政策の決定と行政を監視する重要な役割があります。よりよい町づく りを願う町民の思いを託されている議員および議会はその役割と責任を果たすことが、 町民の意見を反映した町づくりに繋がります。日南町議会は町民の負託に応え、信頼 される議会であり続けるために規範となるこの条例を制定し、不断の努力をします。」 というふうに、この条例の理念が記されております。次に第1条では、この条例の目 的が書いてあります。「この条例は、議会の活性化と町民の意志を反映した町政を実 現するために、議会と町民との関係および議会と町、執行機関との関係において議会 のあるべき姿と議会および議員の活動指針を定める。」と記述してありますけれども、 いわゆる議会のあるべき姿、そして議員のあるべき姿をこの条例にまとめてあるとい う事であります。特に、本会議や各種委員会の運営などについても、後程記載してお りますけれども、議会と執行機関、町長部局との関係、緊張のある関係性、それから 緊張の中にも同一歩調をとるところはしっかり取っていくというところの関係、それ から町民に対して議会報告会ですとか町民からの意見の収集、そういったところにつ いても積極的に進める事が議会及び議員の活動主旨という事で後ほど出来ますけれど も、ここでもこの条例の目的について記載してあります。第2条では、議会の活動原 則という事でご覧を頂きたいと思いますけれども。第1項では、先程の目的なり理念 もありあますけれども、「必要な政策の立案、具体的意志の決定および町執行機関の 行財政運営を監視することを使命とする。」という事で、ここで議会の基本原則が書 いてあります。2項では、情報公開そして情報公開と共に町民の意見を把握するため に積極的な広報公聴活動を行う。3項では、審議や議論が活発に行われるように議会 運営や調査研究機能の充実に努める。4項では、議会は言論の府であることを認識し、 議員の責任ある自由な発言を中心とした運営に努める。5項では、決定した事項など について町民に対して説明責任を果たさなければならない。6項では、議会は議員が その職責を十分に果たせるよう研修などの充実を図る。7項では、委員会や全員協議 会を活用して議案審議や調査の充実に努めるという事であります。これが議会の活動 原則であります。3条では、議員の活動原則を定めております。「議員は、町民全体の 奉仕者であることを常に自覚し、町勢の発展と町民福祉の向上のために職務を遂行し なければならない。議員は、常に自らを律し品位と名誉を重んじ公正かつ誠実に活動 しなければならない。議員は、町政全般についての課題および町民の意見要望等を的 確に把握するとともに、自己の能力および資質を高めるために不断の研鑽に努める。

議員は、議会の構成員として主体的に議会運営に参画するとともに、積極的な発言に より議会の使命達成のために努める。」というふうに議員の活動原則が示されており ます。第4条では、政治倫理についてでありますけれども、この政治倫理については 別に定めてあります、日南町議会議員政治倫理条例によって規定をされておるという 事でご理解を頂きたいと思います。後程、この件についても倫理条例の方で触れたい と思います。第4章第5条では、情報公開であります。本会議の方がすべての会議を原 則公開するということで町民に開かれた議会を目指しております。第6条では、町民 との意見交換等ということで、「議会は、情報開示と町民意見の把握に努めるために 積極的に議会報告会、意見交換会等を開催しなければならない。請願または陳情およ び町民との意見交換会で出された意見を、町民による政策提言として位置付け、その 審議においては、これらの提案者の意見を聴くように努める。また、参考人制度や公 聴会制度を活用して、町民の意見または専門的識見を町政に反映させるように努め る。」ということで、情報の公開でともに町民や専門家等の意見を積極的に聞くよう にということを定めております。第7条では、町長等の関係です。「議会と町長等は、 共に町民を代表するものであり、互いの権能を尊重しなければならない。」ここで町 長等とありますのは、町長の他に行政機関が例えば教育委員会、農業委員会、選挙管 理委員会、公平委員会それぞれありますけれども、それらの長を含めたところで町長 等という表現にしておりますが。第2項では、「議会と町長等の緊張関係を保持するた めに、政策の立案や執行に関わる委員会等の委員に議会からは就任しない。」という ことでありますが、この件につきましては平成13年3月の議会決議が元になっており ますけれども、各種委員会等に議会からは就任しない。ここのところが町民の皆さん に非常にわかりにくいということでご指摘もいただいとりますけれども、議員である 個人が自主的にまた町長から話し掛けがあって委員会等に就任するのは構わないけれ ども、議会の代表者としてその委員会等に出席参画することがいけませんよというと ころがこの条項であります。次に、「議会における審議や議論を深めるために、町長 等に反論権を認める。」これも従来反問権というところがあったわけですけども、会 議規則に町長等の反問権を認めるというふうに修正といいますか直しておりますけれ ども、議場でしっかりと町長、執行部と議員が議論をできるように制度をそういうふ うにしたところであります。それから第8条では、議案の審議等でありますが、「町長 は、議会に新規事業および既存事業の大幅な変更等を提案するときは、内容をより明

確にするために、次に掲げる資料を提出する。」ということで、事業費や財源内訳、 総合計画に定める施策との関連性等、新しく事業を始める時にはより従来の予算説明 資料よりもさらに詳しい資料の提出を求めるところであります。また、「町長は、議 案ができたら議会開会前であっても速やかに公表するとともに、議員に配布する。議 案審議に際して、必要に応じて委員会に審査を付託し十分な審査を行う。委員会等に おいて議案および町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において自由 討議を尽くして合意形成に努める。」ということで、議案審議が一つの重要な役割に なってきますし、議案審議の結果評決によってそれが具体的施策として決定をされる ということから、十分な審議を行うように定めております。第5項では、「町長等は、 議案として議会に上程されない事項についても、町政執行上重要な案件については、 常任委員会や全員協議会などで報告や協議の場を設ける。」というふうにしておりま す。議会が憲法に定めるところでは、議事機関という位置付けであります。議決機関 ではなくて議事機関という位置づけでありますから、単なる議決事項だけでなくて、 こういったことについても重要な事項については、議会に相談や報告をしていただき たいということであります。第6章では、委員会の活動ですが、第3項にあります「委 員会は、議員相互間の活発な討議を通じて、政策、条例、意見書等の案を積極的に提 出するように努める。」ということで、委員会による本会議への各種発議が出来るよ うに、地方自治法の改正もあったことから、委員会で十分な議論をして政策提案なり 意見書などの提案をされたいという事であります。第7章で議員定数及び議員報酬で すが、10条の「議員定数は、別に条例で定める。」というふうになっておりますが、 日南町議会議員定数条例によって定められております。これの改定にあたっては、 「議会の機能が十分に発揮できる議員数を確保しなければならない。」というふうに なっておりまして、いわゆる行財政改革等によって議員定数が削減をされ続けており ますけれども、削減ばかりではなくて適切な人数を確保して欲しいということであり ます。「定数の改定にあたっては、参考人制度や公聴会制度などを活用し町民の意見 を反映しなければならない。」というふうにしております。次の11条の議員報酬です が、「議員報酬の改定にあたっては、近隣町村との比較を行うとともに参考人制度ま たは公聴会制度などを活用し町民の意見を反映しなければならない。」と定めてあり ます。昨年度、この議員報酬についても議論が活発に行われたわけでありますけども、 この条項については今後文言の見直し等も必要なのかなと思っております。それは、

昨年の特別委員会での議論の過程の中で、鳥取県西部地区町村特別職等報酬審議会に 町議会議員の報酬もそこに図らなければならないという定めがあります。このことを 盛り込んだ文言に変える必要があるのかなと持っています。第12条では、議会および 議会事務局の体制整備であります。「議員の政策形成および行政監視能力の向上を図 るため次に掲げる事項の充実強化に努める。」ということで、議員研修、議会事務局 の調査および法務機能の充実強化、議会図書室の充実という事をあげております。第 13条では、最高機関性という事で、「この条例は議会における最高規範であり、この 条例の趣旨に反する議会に関係する条例、規則等(以下「議会関係条例等」という。) を制定してはならない。」というふうになっております。第2項では、「議員にこの条 例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研 修を行わなければならない。」第14条では、見直し手続きでありますけれども、「議会 は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかどうかを検証する。前項の検証 の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じる。」 というふうに定めてあります。以上が、議会基本条例の具体的な中身であります。こ のことについて最初にも言いましたけれども、全議員がこの理念を共有して町民の付 託に答えられる議会の活動、そして各議員の活動に努めていかなければならないと思 っておりますので、よろしくお願いします。ざっと説明を致しましたが、これまでの ところで、この基本条例について質問や意見がありましたら出して頂きたいと思いま す。近藤委員。

○近藤委員 不慣れなもんで分かりませんけれども、先程委員長が言われました議事機関というものについての、ちょっと内容の説明をもうちょっと、十分把握できなかったもので。議事機関となんかの違い。4ページの5番のところの説明のとこです。すみませんがお願い致します。

○坪倉委員長 議事機関という表現は、憲法93条に地方自治体に議事機関として議会を置くというふうに規定をされております。これの趣旨は、いわゆる国会は立法機関。国会は立法機関として憲法に規定されております。地方議会は、単なる立法政策や法律や予算を決定するだけではなくて、町政運営或いは町政全般にかかわる事柄について相談をしたりする機関だという位置付けで、地方自治法が具体的な文言はないですけども、そういう理念で地方自治法が書かれておるという事で、ちょっとあまりよくわかる具体的な説明がしにくいですけれども、そういう事でご理解いただきたい

と思います。他にはありませんか。山本委員。

〇山本委員 先程、委員長言われました議員報酬の関係の事ですけども、これはも う昨年度と言いますか、前回既にもう方向性が決まっておると思います。報酬審議会 の方に委任ですかね、委託というんですかね、するという事になっていると思います ので、これは変えていく方向でいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかが でしょうか。

○坪倉委員長 私もそういうふうに考えたところでありまして、今後のこの委員会において表現なり内容について検討していきたいと思いますので、宜しくお願いします。この第11条議員報酬については、今後見直しをしていくという事でよろしいでしょうか。では、そういうふうにさせて頂きたいと思います。山本委員。

○山本委員 すいません。もう1点。前の10条ですか、議員定数についてでありますが、いろいろ前回の選挙の中で無投票という事もありました。町民の皆さんの声は議員定数の見直しという事があると思いますので、今後どういうふうに協議をしていくかという方向を、また話し合って頂ければなというふうに思います。

○坪倉委員長 この件につきましては、基本条例云々と言うよりも、今日の協議事項の3番にあたります、今後の検討事項のところでまた意見を出して頂きたいと思いますし、今後そういう事もこの調査検討事項に入るのかなと個人的にも感じておるところであります。村上委員。

○村上委員 定数の問題等々についても、議論が当然する必要性はあるんだろうという具合に思いますし、委員長の方からも今後の検討課題という話しもあったわけですけども。当然、議会報告会であったり意見交換会の場、そしていずれにしてもここにも書いておりますように、参考人又は公聴会の開催等々もする必要性があるんだろうと思いますので、折を見てまた町民の皆さん方と一緒になって考える場というのも当然模索する必要性があるんじゃなかろうかなという具合に思っております。

○坪倉委員長 他に議会基本条例について、ありますか。ないようですので、議会基本条例については先程ありました11条の検討を今後していくという事。それから、これからこの特別委員会の回を重ねる中で、いろいろと課題等も見えてくるかもしれません。そういったところについても、適宜問題提起をして頂いて、見直しをするところは適宜見直しをしていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。それでは、議会基本条例に関する研修を終わりまして、次の議会関係例規の確認という事

で進めて参りたいと思います。この例規集の議会基本条例の次に会議規則というのが ありますが。すいません、ちょっとその前に一番最初の目次を見て頂きたいと思いま す。議会基本条例、会議規則委員会条例、政治倫理条例条例、政治倫理施行規則、傍 聴規則、全員協議会規程など、たくさんの議会関係の例規があります。ここに、この 目次にない項目もいくらかありまして。ここにないのはですね、日南町議会投票用紙 規程、5月に議長選挙ありましたけれども、その時の投票用紙の規格とか記載内容を 規程した規程がありますし、それから日南町議会議場管理規程、議場のみならず会議 室、事務室、図書室などを管理する規程があります。それから日南町議会図書室規程 という事で、図書室を設置をして図書室長は議会事務局長が務めるというような規程、 それから日南町議会議員記章着用規程、いわゆる議員バッチの着用規定ですとか、議 会事務局設置条例、議会に事務局を置きますよと言う条例。これは事務局があるのは 当然と思われるかもしれませんが、地方自治法では町村には議会事務局を置くことが できるという事で、置かなければならないという規程ではないものですから、条例で 置くことが定められております。議会事務局事務処理規程、それから日南町議会公印 規程というようなものが、この紙の目次にある項目にないものが先程言いましたよう な例規があるという事もご承知を頂きたいと思いますが。それでは、もとに戻って頂 きまして、会議規則1ページからありますけれども、ここでは先程の議会基本条例の 考え方を理念に基づいた議会基本条例があります。これが最終的には平成27年3月24 日に最終改定をしておりますけども、従来と大きく変わったのが町長等の反論権とか、 議案の質疑回数の撤廃、一般質問の質問時間を30分から40分に延長、議員間討議の場 を設けるというか議員間討議の項目を入れたという事で、議会の議論がより活発にな るように、これまでに何度かに渡る改定を前議会改革特別委員会で議論をして改定を 進めて来ております。詳しくは、見て頂きたいと思います。次に委員会条例でありま す。25ページからでありますけれども、ここはそれほど大きく従来から変わってはい ないと思いますけれども。大きく変わったところはありません。この委員会条例につ きましては、先程議長の挨拶にもありましたように、議会広報特別委員会なり予算決 算特別委員会を常任委員会化というようなところを、議論をするとすればここの改正 が必要になるという事でご理解を頂きたいと思います。これも地方自治法の改正によ って、従来議員はひとつの常任委員会にしか就任できませんでしたけれども、最近で は近年から2つ以上の常任委員会に所属できるように地方自治法の改正もあっており

ますので、そういった意味では特別委員会を常任委員会化して、1人の議員が複数の 常任委員に就任することが可能になりますので、そういったところも今後検討してい きたいと思っております。古都副委員長。

○古都副委員長 26ページの6行目ですか。議運の「前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。」という事になってますけれども、ひょっとしてこれ2条ではなくて3条じゃないかと思うんですが。

○坪倉委員長 委員会条例ですか。これの表現の仕方ですが、前2条といいます のは、第2条と第3条を2つの条というふうに。第4条の2の3項です。すいません。2条 3条ではなくて、3条と4条です。3条と4条の2つの条を準用するという事です。前の2 つの条項を準用するという意味です。直前の条だったら前条の規程だし、それ以前の 条だった第何条をという表現になると思うんですけども。この表現は、会議規則や傍 聴規則や町関係の例規にもたくさんこういう表現が出てくるので、より分かりやすく するためには、前の2条。この辺の表現もまた検討をしていきたいと、他のものも含 めて検討が出来ればと思っております。今後の検討事項のところにメモしておいてほ しいと思いますが。何かの折に検討していきたいと思っております。委員会条例につ いては、以上であります。それから政治倫理条例でありますが、これについて主に議 員の政治倫理に関する基準などを設けて定めておるところであります。町民全体の奉 仕者としてその人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して 自己の利益を図る事のないよう、必要な措置を定めるという事でありまして。一般的 な、世間で言われるような政治家としての倫理を規程をしておりますし、特に工事請 負契約については、第2親等以内の請負契約について制限をしておるというのがこの 政治倫理条例であります。次は傍聴規則ですけれども、日南町議会議場の傍聴席を25 席と定めるというような事を中心に、入場者の制限、傍聴人の言動発言とか行動の制 限などをここに記載をしてあります。一つ飛ばしまして、議員全員協議会規程であり ますけれども、これも地方自治法によりまして、全員協議会が議会内部の事項なり議 案等の調査の為の公の場として位置付けられたことから、規則を設けてこれも原則公 開をしていく。今のところテレビによる中継もしておりますけれども、公開のもとに 全員協議会を開くというような規定をしております。その下にあります、全員協議会 規程留意事項という事で、これは本議会における申し合わせ的な事について記載をし てあります。次には、議会広報紙の発行に関する要綱。議会運営等に関する協議決定

事項という事でこの辺につきましては、議会内部での申し合わせ的な事項でありまし て、その辺のところを定めております。ご確認を頂きたいと思います。それから次の 議会報告会及び町民との意見交換会実施要綱ですけども、これについては本会議に諮 って議決した要項でありますが、町内7カ所で毎年、最低1回は議会報告会を開催をす るという事。それから、町民から10名以上の団体による申し出があった場合には意見 交換会を実施をする。議会主導の意見交換会も実施しておりますけれども、そういっ たところで、議会報告会及び町民との意見交換会の実施要綱を定めております。次に ありますのが、議員定数条例であります。現在は12名という事で、平成19年から今の 定数になっておるところであります。次には、議員報酬及び費用弁償等に関する条例 で、ありますけれども、ここで議員報酬を定めております。これも4月1日から改定に なったところでありますけども。施行は4月1日から。従来ありました議員報酬の減額 に関する特例条例は廃止をして、4月1日から本則による支給がされております。ここ では、平成23年だったでしょうか、減額規程を設けております。長期にわたって議員 活動ができない、会議に出席できない議員に対して、議員報酬を減額する規程を設け ております。それから、町長専決事項指定ということでありますが、これは法律に定 める専決規程があるわけでありますけれども、それに準じた形で専決事項の指定がし てあります。それから、次にあります議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分 条例ということでありまして、これも地方自治法に定められた議決事項以外に、町村 の条例によって議会で議決しなければならない条項を定めることはできるというふう になっておりまして、本町では、昭和30年、20年代たったでしょうか、併用林道に関 する事項だけが該当の項目になっております。昭和39年そのころに定められておりま す併用林道に関する規程であります。そのあとについては、本議会に直接関係のない ですけども、日野江府日南衛生施設組合規約、それから鳥取県西部広域行政管理組合 規約、監査員条例、慶弔贈呈内規等が定められております。こういったもろもろの例 規についても、今後の基本問題特別委員会で皆さんから提案なり意見があれば積極的 に取り上げて、より活発な議会になるように議論を進めて参りたいと思いますのでよ ろしくお願いします。ここまでのところで何かありますでしょうか。質問や意見があ りましたら。この例規意外にもさっきちょっと触れましたけれども、平成13年の決議 というのが議会改革に関する決議というのがありまして、決議の廃止も含めた見直し 等も必要なのかなというふうにも思っておりまして、今後検討していきたいと思って

おりますのでよろしくお願いいたします。質問や意見がないようでありますので、今 後の検討事項について皆さんから意見を伺いたいと思います。議会の活性化、議員の 能力、資質向上の資するための議論を進めて参りたいと思いますが、皆さんから課題 なり検討事項等について意見を出していただきたいと思います。それとすいません、 今後の検討の進める中で1点、現在調査中といいましょうか、検討されておるのが、 議会広報、広聴活動の中でインターネット配信。それから、この第2会議室なり、本 会議場のテレビ中継システム改善等について、現在、事務局と企画課、総務課あたり で予算も絡めて検討しておりますことを申し上げておきます。何かありますか。皆さ んから意見が出ないようでありますけれども。そうしますと、議長から提案がありま した議会広報特別委員会の扱い、それから予算決算の常任委員会化について、今後そ れらを最初に議論を進めて参りたいと思います。いつでも皆さんからの提案は受け付 けたいと思いますし、申し出ていただきたいと思います。それらについて議論ができ ればいいと思っておりますのでよろしくお願いします。任期4年間あるわけでありま すけれども、この特別委員会の終了時点は、現在定まっておりませんし、私の思いの 中にもありません。皆さんの議論がこれで良しという状況になりましたら、この委員 会も閉じて行くことになろうと思いますけれども、皆さんの先程の発言の中にもあり ました議員定数等の問題については、一定の時期に結論が導き出せるように議論を進 めて参りたいと思っとりますのでよろしくお願いいたします。それでは早速ですけど も、議会広報特別委員会を常任委員会に変更してはどうかという案についてでありま すけれども。議長、補足説明とか詳しい説明があればよろしくお願いいたします。 あんまり補足説明ということではありませんけれども、特に議会広報 につきましては、非常に1回の発行に要する中でも、非常に広報の委員さん方大変な 労力をしていただいておるという具合に思っとります。近隣の町村の中ででも、江府 町さん、南部、伯耆、大山は、確実に常任委員会化がしてあるという具合に。日野郡 の中でも日野か江府かどっちかは、多分一つは常任委員会に格上げしてあるという具 合に思っております。そういうような状況からかんがみて、うちもここら辺をやはり 常任委員会化をして、できれば是非とも鳥取県の議会広報コンクールの中で最優秀賞 をねらっていただけるぐらいの技量を身につけていただければなという具合に考えて

○坪倉委員長 議長からそういう説明でありますけれども。皆さんから意見があり

るところでございます。

ますか。特に現在、特別委員会として活動していただいとりますけれども、久代委員 長、何か思いがあったらお願いします。

○久代委員 私も長年議会に出させてもらってから議会広報をやっていますけれども、どう言いますかね、それぞれの時々の編集長、特別委員長の考え方によっても若干違いもあると思いますが、いずれにしても議会広報は議会であったことを全部知らせるという使命があって、非常にどういいますか、議会全体それぞれの定例会ごとの全体をやっぱり把握する必要があるし、そのためにもきちっと常任委員会として位置付けて、発行をしていくということは必要ではないかなというふうに、私もこの間ずっとやってみて感じています。それだけ、これまではですね、議会事務局の人にかなり手伝いをしてもらったこともあるけれども、実際に我々議員が現地に赴いて写真も撮ったり、いろいろ広聴活動もいろいろしていかないといい紙面ができないというふうなこともあって、議長の方からも話があったような格好になればいいのかなというふうに、現時点では思っています。

○坪倉委員長 そういう現在の特別委員長の思いもあるようですが、皆さんか意見 がありますでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 すみませんが、特別委員会と常任委員会の違いというものが、ちょっと自分は十分把握できていませんけれども。すいません。その辺の説明をお願いします。

○坪倉委員長 常任委員会というのは、町政のいろんな課題、担当、事務分掌があるわけですけれども、それを担当する、町が行う事務について調査したり審査したり、そういったところについて、議会全体でするのは不合理なので、少人数の委員会で担当事務を決めて、その担当された事務について審査したり調査したりするのが常任委員会であります。特別委員会は、特に常任委員会の事務分掌に関わることでも含まれるかもしれませんけれども、特別に議会として調査なり審査をする必要がある場合に、常任委員会とは別に特別委員会を設置をするということになっとるです。近藤委員。

○近藤委員 そういう観点から言ったら、それは広報をするというのは議会として ここに条文にも謳ってありますので。今テレビ中継等されていますけれども、それを 文面で必ず残して町民に伝えにゃいけんというのは、また町民の方が後から再度確認 できるという資料としても十分役目があると思いますので、常任委員会に格上げして も何ら不思議ではないと思いますけれど。どうでしょうか。 ○坪倉委員長 他の方はありませんでしょうか。他に意見がないようでありますので、議会広報調査特別委員会を廃止をして、常任委員会に置き換えるということでよるしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

- ○坪倉委員長 全員の方の賛同があるようでありますので、議会広報については常任委員会に衣替えをするということで、今後手続きを進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。これについて、常任委員会にしたときに、委員会条例で名称と所管事務、それから委員の人数をきちんと定める必要がありますが。議員の人数は現在の5名でよろしいでしょうか。福田委員。
- ○福田委員 今現在5名でやっとるんだけえ、もうちょっと増やしてもいいんじゃないか。常任会にするんだったら。
- ○坪倉委員長 現状の5人という意見と、1人増やして6人という意見がありますが。 これについては、他の意見はありませんか。どちらかに賛成をするとか、意見を出し てもらえればいいと思いますが。惠比奈委員。
- ○惠比奈委員 6人がいいということですけれども、人数が私は5人でないといけん 6人でないといけんとは、まあどっちでもいいと思います。ただ6人になったからといって、スムーズに広報が発行する、事務が一人一人の負担が軽減されるのかというと、それもあまり変わりないんじゃないかなというふうに思いますが。結局は、委員長の 負担というものは、委員が6人になろうと7人になろうと同じだと思うんですよ。大勢 ならいいかというと大勢だからいいということもないような気もするので。今やって おられる委員長が、6人の方がいいなと言われれば6人なのかなと思いますが、私は5 人でも別によかったんじゃないかなというふうに思いますが。
- ○坪倉委員長 他にありませんか。久代委員。
- ○久代委員 定数の半分ですからね、6人おられればより広報にも感心、注意深く いろいろ取材もされる機会も出てくるし、いいと思いますが。どうぞ皆さんよろしく お願いします。
- ○坪倉委員長 そういう意見も含めて6人にした方がいいのではないかという意見 の方が強いようでありますので、定数は6人という事で決定させて頂いてもよろしい でしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○坪倉委員長 それでは委員の定数は6人であります。名称については、議会広報常任委員会ですか。公聴広報、広報公聴。実は、所管事務もちょっとどういう書き方がいいのかなというふうに頭の中で考えておるんですけれども、議会だよりの発行に関することは当然含まれるのかなと思いますが、その他のことについてテレビ中継とか議会報告会とかそういったところについて、常任委員会の事務としてきちんと書くべきがいいのか。議長以下、議会全体の活動として行わなければならないことだと思いますけども。そこら辺について、もう少し他町の事例等も含めて検討をさせていただきたいと、案を次回には掲示さしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○久代委員 実際には、10月から11月に議会報告会を行った後、執行部とのやりとりもあってその報告紙を出しますよね。ですから、それも議会広報活動だというふうな位置付けはしてあってもいいかなとは思うんですよ。議会として発行をするわけですから。あくまでも議会が責任として皆さんにお返しする情報ですから。それでいいかなと思いますけれども。そういうこともある程度含めた広報活動というふうにしてもいいかなと思います。

- ○坪倉委員長 福田委員。
- ○福田委員 明日、明後日決めることでもないし、もうちょっと検討してやるべき じゃないかな。ここでポンポン決めてしまっても。日にちから今度決めていかないけ んようになるよ。もうちょっと余裕があるでしょう時間的に。もっと検討してやるべ きじゃない。
- 〇坪倉委員長 言われる通りでありまして。先程も私もいいましたように、もう少し研究検討をしていきたいと思います。先程久代委員が言われましたように、紙に文字を落として町民に広報するというのは当然広報ですけれども、広聴ということになると例えば意見交換会とか議会報告会も含めてですけれども、そういったものは常任委員会だけがする活動でないし、事務でないわけでありますよね。ですので、そういったところについて、どこまで常任委員会の活動にするのか。或いはしないのか。というところについて、もう少し検討が必要かなと思っておりますので。委員の定数は決定をいたしましたが、その他のことについてはもう少し調査研究をした上で皆さんと再度協議をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。大西委員。
- ○大西委員 この関係で広報誌の要綱にございますね。この内容で当然これ内容を 変えられると思うんですけれども。この要綱の改廃は、全員協議会の協議を得て行う

ものとすると書いてあるんですけれども、この文面も変えていかれないといけないで すよね。この内容は。

○坪倉委員長 先程、ご指摘にありました議会広報紙の発行に関する要綱については、これも常任委員会化に合わせて改めて検討する必要があろうと思います。特に、1番にあります特別委員会の設置等というところの辺からして直さなければならないわけですので、抜本的に見直しをしていきたいと思います。では、議会広報特別委員会の常任委員会化については、先程も言いましたようにさらに調査研究をする必要がありますので、次回以降にまたご協議を相談を申し上げたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、もう少しお願いしたいと思いますが、3月の定例会では予算審査特別委員会を設置をして予算審査をしておりますし、9月定例議会では決算審査特別委員会を設置して決算について審査をしております。どちらとも全議員がメンバーとなって特別委員会を編成をして審査をしておりますけれども、これの常任委員会化についてという議長からの提案でありますが、これについても議長から少し説明お願いします。

○村上委員 どこの町村も調べたというわけではありませんけれども、南部町さん、伯耆町さん、大山町さん辺りは、常任委員会化をされておるようであります。というのも、年間を通して補正予算、それから6月の補正予算であったり10月の補正予算であったり、そういったものについても基本的には予算の関係については、すべて予算審査の常任委員会に付託をして聞き取りをしてやるんだという状況であります。今のこっちの状況からすれば、先般の6月定例会も提案があって質疑を受けてもう採決という流れでありますけれども、それをとりあえず提案をされて予算審査の特別委員会の中に付託をしてそこで審議をしていただいて報告を受けて採決をするという流れの方が基本的にはいいじゃないかなという思いがしておるところであります。どうでもというわけではありませんけれども、流れからすればこれの方が正当化されるんじゃなかろうかなという具合には考えたところであります。

○坪倉委員長 議長からそういう提案でありますが、これについて意見があったら 意見を出していただきたいと思います。この件については、前期の議会改革の特別委 員会でも議論をしておりまして、その結論としては議場で本会議でしっかりとやれば 委員会付託までしなくてもいいじゃないかというような方向で、会議規則の改定まで はしていないという、されなかったという状況だったと思いますけれども。改めて議 長から提案がありましたが、これについて意見お願いします。福田委員。

- ○福田委員 これ委員会に持って上に上げるということは、これほんならメンバー また決めて、5人なら5人、6人なら6人で委員会を構成するということかな。
- ○坪倉委員長 そこの人数については、5人とか6人とかいうことも考え方としてあるかもしれませんが、これまでのうちの議会の経過からいくと、全議員が常任委員になるのかなというふうに思います。私は。
- ○福田委員 だったらこのままで。ただ、補正予算のことについては、いけんというとか。聞かれないということか。例えば、委員会を作って補正予算が出た時にまた それで委員会を開いて、委員会でやるということかな、これは。
- ○村上委員 そういう流れなります。
- ○惠比奈委員 全部そうするんですか。
- ○村上委員 全部。基本的には、決算は9月の定例会しかありませんので、あとは 補正予算ですよね。例えば、時間的に若干の時間は要するかもしれませんけれども、 より深い議論ができるんじゃなかろうかなという具合に思います。
- ○坪倉委員長 惠比奈委員。
- ○惠比奈委員 議会の本会議の中でも質問の回数が撤回されまして、一人が何回質問をしてもいいということになりましたので、補正予算の中で質問が凄くたくさん出て、一つの議題に対して集中することはありますけれども、でも質問ができないというわけではないので、補正予算までを特別委員会に付託するのがどうなのかなということは少し思いますけど、いかがでしょうか。
- ○坪倉委員長 他にありませんか。
- ○福田委員 議長の思いはわかるだけど、ここは今まで通りに全員でやればどげな かいね。これまで通りでいいじゃない。
- ○坪倉委員長 当初予算と決算だけで。
- ○久代委員 私も、今の本会議の中でかなり議論もできるしね。それでいいじゃないかなとは思ってます。むしろ会期的に、やっぱりちょっと余裕を持って会期を持って欲しいということは、いろんな審査や現地調査いろんなことを含めて会期を余裕を持ってやってもらった方が私自信はいいのかな。あえて常任委員会に付託して議案審査せんでもいいかなというふうに、今の状況から思いますけれども。いうのは、常任委員会化、仮にですよ、すれば会期も一日余裕を持たなければいけんでしょ、そのた

めに。

- ○村上委員 時間的には一日余分に持つのか、例えば議案の内容によれば1時間程 度伸びるのか、という議論ぐらいですむ可能性もなきにしもあらず。ということにな ろうかと思います。
- ○久代委員 それなら本会議で聞いてしまえばいいかなという気も。掘り下げられると思うけどもね。
- ○坪倉委員長 惠比奈委員。
- ○惠比奈委員 時々ね、過去に本会議で掘り下げられそうだけれども、もうちょっと、もう少しということもなかったこともないですよね。今問題なのは常任委員会にしてしまうと、必ず付託しなければならないんですか、審査を。内容によって必要だと議長が判断したときに議員の皆さんに諮って付託するかどうかをその都度決められるというのであれば、また紛糾しそうなものは委員会に付託するとかいうこともあると思います。
- 十分な検討は必要だと思いますが、先程惠比奈委員の発言に関して ○坪倉委員長 言えば、議案の委員会付託は議会の議決によるということですから、議長が委員会付 託をしようと考えられれば、会議に諮って委員会の付託ということに。賛成が多けれ ば委員会の付託になるし、賛成が少なければ委員会付託にならないということだと思 いますし、前段として議長の判断で委員会付託をしないということもありえるかもし れませんが、この辺は皆さんの協議の上で会議規則をどう書くかということに大きな ところがあると思います。今日、いきなりでありますし、30分や1時間の議論ではな かなか結論は出せないと思いますので、今後の検討課題として次回以降にこれについ ても継続して検討進めて参りたいと思います。その他の項目について、議会基本条例 の文言の見直しとか、私の方から言いました平成13年の議決の廃止を含めた見直しあ たりについても、今後資料提供と共に皆さんに検討していただければというふうに思 います。その他の項目についてもいろいろ皆さんが感じられたこと、それから町民の 皆さんからの想いというものもあるかと思います。そういったところについて今後の 委員会で議論を深めて、より町民の付託に答えられる議会活動になるように議会基本 問題特別委員会で調査なり審査をしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。 本日は、以上をもちまして閉会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって終了といたします。ご協力 ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

副委員長